

# 《 滑石地区デイサービスセンター 基本情報 》

令和4年 10月 改定

- 営業日 月曜日から土曜まで営業 (祝祭日、年末年始も営業)  
( ※毎週日曜日・年始1日・2日休業 )
- 営業時間 8時30分 ~ 17時30分
- 提供時間 ①通所介護 9時30分 ~ 16時40分  
②予防通所介護相当サービス 10時 ~ 16時
- 利用定員 1日 30名

## 『 料 金 表 』

【要介護度が「要介護1～要介護5」の場合】※自己負担分:3割

(※所要時間が7時間以上8時間未満)

《基本料金 (日額)》

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1, 993円	2, 352円	2, 726円	3, 097円	3, 474円

《加算料金 (日額)》

入浴	個別機能訓練 (Iイ)	機能訓練加算 (II)	サービス提供体制強化加算 (I)	科学的介護推進体制加算
153円	171円	60円	56円	121円

・送迎を実施しなかった場合: -143円 (片道につき)

【要支援度が「要支援1～要支援2」の場合】※自己負担分:3割

《基本料金 (月額) ※2》 (入浴料金も基本料金に含まれます)

要支援 1	要支援 2
5, 087円	10, 428円

《加算料金 (月額)》

運動器機能向上	サービス提供体制強化加算 (I)		事業所評価加算
	要支援1	要支援2	
683円	219円	438円	365円

【共通項目】

食費(1食)	介護職員処遇改善加算(1月事)	介護職員等特定処遇改善加算(1月事)	介護職員等ベースアップ等支援加算
570円	食費を除く利用料の5.9%相応	食費を除く利用料の1.2%相応	食費を除く利用料の1.1%相応

## 【 ご説明 】

- ・基本料金は、要介護に応じた金額です。
- ・送迎料金は、基本料金に含まれます。加算については、希望選択制です。
- ・被爆者健康手帳を取得の方、又は生活保護を受給されている方は、食事料金のみのご負担となります。
- ・利用料金は、法律の改正により変更する事がございますのでご了承下さい。
- ・介護職員処遇交付金加算の加算率は、制度により定められています。
- ・事業評価加算につきまして、年度事に加算の算定適合に違いがあるため、年度事にお支払いが異なります。